

奈良県告示第三十四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定により、漁業種類、漁場の位置及び区域、漁業時期その他免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間並びに関係地区を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により公示する。

平成二十六年四月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

第一 免許の内容たるべき事項及び関係地区

1 奈内共第五十五号

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(二) 漁場の位置

五條市

(三) 漁場の区域

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線との丹生川の本流及び支流の区域

基点第一号 五條市西吉野町川岸一六〇番地の同市同町川岸と同市同町小古

田との境界と丹生川右岸との接点

基点第二号 五條市西吉野町川岸一二五番地の同市同町川岸と同市同町小古

田との境界と丹生川左岸との接点

基点第三号 五條市西吉野町十日市五七六番地の五條市と下市町との境界と

丹生川右岸との接点

基点第四号 五條市西吉野町十日市八七七番地の五條市と下市町との境界と

丹生川左岸との接点

(四) 関係地区

五條市西吉野町十日市、西吉野町八ツ川、西吉野町南山、西吉野町尼ヶ生、西吉野町唐戸、西吉野町鹿場、西吉野町小古田、西吉野町百谷及び西吉野町平

沼田

2 奈内共第五十六号

- (一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あまご漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- (二) 漁場の位置

吉野郡下市町

- (三) 漁場の区域

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線の間、丹生川の本流及び支流の区域

基点第一号 五條市西吉野町十日市五七六番地の五條市と下市町との境界と丹生川右岸との接点

基点第二号 五條市西吉野町十日市八七七番地の五條市と下市町との境界と丹生川左岸との接点

基点第三号 吉野郡黒滝村大字長瀬二二番地の長瀬橋の右岸下流基柱と丹生川右岸との接点

基点第四号 吉野郡下市町大字丹生一一四番地の長瀬橋の左岸下流基柱と丹生川左岸との接点

- (四) 関係地区

吉野郡下市町大字丹生、大字長谷、大字谷、大字黒木、大字西山及び大字貝原

3 奈内共第五十七号

- (一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	わかさぎ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(二) 漁場の位置

吉野郡吉野町

(三) 漁場の区域

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線との津風呂川の本流及び支流（基点第五号と基点第六号を結ぶ線から上流の柳川と柳川の支流を除く。）の区域

基点第一号 吉野郡吉野町大字峰寺の津風呂ダムの堰堤の下流端と津風呂川右岸との接点

基点第二号 吉野郡吉野町大字河原屋の津風呂ダムの堰堤の下流端と津風呂川左岸との接点

基点第三号 吉野郡吉野町大字入野の橋（地藏橋より約一二〇メートル上流の橋）の右岸下流基柱と津風呂川右岸との接点

基点第四号 吉野郡吉野町大字入野の橋（地藏橋より約一二〇メートル上流の橋）の左岸下流基柱と津風呂川左岸との接点

基点第五号 吉野郡吉野町大字香束七二番地の二の橋の右岸下流基柱と柳川右岸との接点

基点第六号 吉野郡吉野町大字香束六九番地の四の香束簡易水道浄水場の橋の左岸下流基柱と柳川左岸との接点

(四) 関係地区

吉野郡吉野町大字河原屋、大字津風呂、大字平尾、大字山口、大字香束、大字柳、大字三茶屋、大字小名、大字色生及び大字入野

第二 免許申請期間

平成二十六年四月二十五日から同年六月十六日まで

第三 免許予定日

平成二十六年八月一日

備考

免許の存続期間は、平成二十六年八月一日から平成三十五年十二月三十一日までとする。